

令和 7 年 8 月 1 5 日

廃 3 R 研第 8 1 5 0 1 号

指定調査機関（公益財団法人廃棄物・3R 研究財団）

設計認定に係る設計調査事前相談実施要領

（目的）

第 1 条 この要領は、製品分野ごとの認定基準及び既に公表されている申請様式を用いて、プラスチック使用製品のプラスチック使用製品設計指針への適合性についての技術的調査を事前に実施（以下「事前相談」という。）することで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）（令和 3 年法律第 60 号）第 8 条第 1 項で規定する「プラスチック使用製品に係る設計認定」制度が円滑に運用開始できるようにすることを目的とする。

（実施期間）

第 2 条 事前相談の実施期間は、認定基準公布後概ね 1 か月を経過した日から、製品分野ごとに定める認定基準施行の日の前日までとする。

2 事前相談の受付期間は、令和 7 年 8 月 25 日から令和 7 年 11 月 21 日までとするが、相談状況等を考慮して、受付終了の日を変更することも可能とする。

（実施方法）

第 3 条 事前相談においては、経済産業大臣その他主務大臣から認可（令和 4 年 5 月 20 日付け）を受けた公益財団法人廃棄物・3R 研究財団（以下「財団」という。）の設計調査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）に基づき、プラスチック使用製品設計指針（法第 7 条第 1 項）への適合に関する技術的調査（設計調査）を行うこととする。

（事前相談申請方法）

第 4 条 事前相談の希望者は、設計認定に係る設計調査事前相談申請書（様式 1）により、財団あてに申請を行うこと。

2 申請にあたっては、令和 7 年 8 月 1 3 日付けで経済産業大臣その他主務大臣が公表した「設計認定申請様式」に必要事項を記入のうえ、財団ウェブサイトの設計調査事前相談申請用 Form から提出すること。

3 当該様式への記入については、令和 7 年 8 月 1 3 日付けで経済産業大臣その他主務大臣が公表した「設計認定申請の手引き」及び「設計認定申請様式」の記入例を参考に記入すること。

（事前相談の申請に係る費用）

第 5 条 設計調査と同様の業務を行うことから、認可された設計認定に係る設計調査申請手数料（新規）と同額とする。

（令和 7 年 2 月 1 4 日申請手数料認可額 （2 4, 6 4 0 円(税込)）

（事前相談結果の報告）

第 6 条 事前相談結果については、事前相談の申請者に対し「設計調査事前相談結果について（報告）」（様式 2）を送付する。

(製品分野ごとに定める認定基準施行後の対応)

第7条 製品分野ごとに定める認定基準施行後の設計調査の申請において、様式第3に「設計調査事前相談結果について(報告)」のコピーを添付し、かつ、事前相談と申請書類に変更がないことが確認できた場合について、設計調査の一部を省略するとともに、設計調査に係る申請手数料を免除するものとする。

(その他)

第8条 その他、この実施要領に定めのない事項は、業務規程を準用する。

様式1 設計調査事前相談申請様式

様式2 設計調査事前相談結果報告書